

## 第40回ふくい桜まつりプロモーション業務 仕様書

### 1 業務名

第40回ふくい桜まつりプロモーション業務

### 2 目的

第40回ふくい桜まつり（以下「まつり」という。）開催に向けて、北陸新幹線福井開業1周年を迎えて開催されるまつりを全国に発信するため、テレビ・web・雑誌等のメディアを活用したプロモーションを行い本市への観光誘客を図ることを目的とする。

### 3 委託業務期間

契約締結日から令和7年4月30日（水）まで

### 4 まつりの概要予定について

開催期間：令和7年3月22日（土）～4月6日（日）

場 所：JR 福井駅から足羽山・足羽川桜並木に至る福井市の「まちなか」

内 容：日本さくら名所100選に選ばれた「足羽川桜並木・足羽山公園」の桜の開花時期に合わせて各種イベントを開催。

- ・足羽川桜並木ライトアップ及び福井駅周辺さくら色ライトアップ
- ・ハピテラス及び福井市観光交流センターを会場としたイベント
- ・「北陸新幹線福井開業1周年イベント」と連携（予定）
- ・その他関連イベントあり

※概要については第1回実行委員会（10月7日）、詳細な計画を第2回実行委員会（1月頃）に発表予定であり、実行委員会で事業承認後に確定。

参考：第38回ふくい桜まつり 事業実績（別紙1）

### 5 業務内容

#### （1）ターゲットエリア

首都圏及び北陸新幹線沿線エリア、関西圏

#### （2）業務実施内容

まつりに関するプロモーションについては下記①～④の内容を踏まえたプロモーションを提案し実施すること。なお、プロモーションの実施においてはターゲットエリア内でのWEB調査の

実施など、福井への興味関心を計る方策をなるべくおりこむこと。

- ①本業務の趣旨及び目的を理解し、北陸新幹線福井開業1周年を迎えて開催されるまつりであることを意識したプロモーション
- ②ターゲットエリアにおいて訴求力があり、効果的な露出を図ることが出来るプロモーション
- ③福井市の桜の魅力を存分に伝え、本市への誘客効果が期待できるプロモーション
- ④提案者の強みを活かした独自性のあるプロモーション

### (3) プロモーション用の素材について

プロモーション実施にあたり、発注者が提供する素材を効果的に活用すること。

「ふくい桜まつり実行委員会素材一覧」(別紙2)

※プロモーションを企画する場合、発注者が制作するビジュアルデザインを活用することとする。(10月7日実行委員会時にデザイン公表予定)

## 6 成果物の納品

業務実施時の成果物については、データを記憶媒体(DVD等)に保存し納品すること。

なお、イラストレーターを用いて制作したものについては、Ai形式及びPDF形式の両方を納品すること。

## 7 実績報告書の提出

(1) 受注者は、本業務完了後速やかに実績報告書を作成し、発注者へ提出する。業務の実績報告については、次の①～④を含む資料を作成し、本業務における効果を分析したうえで報告すること。

- ①メディア等とのコンタクト状況及び内容(メディアの反応、意見、結果等)
- ②露出記事のクリッピング集
- ③露出記事等の一覧表(広告換算を含む)
- ④その他活動がわかる資料

(2) 成果物の見本品、記録写真、その他業務内容に関する資料を添付することとし、印刷物各1部と電子データ(PDF形式)を提出すること。

## 8 支払方法

委託料は、事業完了後に一括で支払うものとする。

## 9 秘密の保持及び個人情報の保護

- (1) 受注者は、本業務を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。これは、委託契約終了後も同様とする。
- (2) 受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、「個人情報取扱特記事項」(別紙3)を遵守すること。これは、委託契約の終了後も同様とする。

## 10 事業実施における留意事項

- (1) 法令及び規則等を遵守し、誠実に業務を行うこと。また、履行にあたって許認可等の処分を必要とする手続きをあらかじめ把握し、受注者において処理できる手続きは、受注者の責任において行うこと。
- (2) 発注者の信用を傷つけ、又は発注者の不名誉となるような行為を行わないこと。
- (3) 制作物は、公序良俗に反しない内容とする。
- (4) 業務を通じて、特定の宗教又は政治思想を啓蒙することを企図する行為は行わないこと。
- (5) 本業務により作成する一切の成果物の権利は全て発注者に帰属するものとする。
- (6) 受注者の負担する経費は、全て当該委託料に含まれるものとする。
- (7) 契約の履行又は不履行により発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。
- (8) 受注者は業務の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ書面により発注者に届出を行い、承認を得ること。
- (9) その他、この仕様書に定めのない事項については、受注者は発注者と協議のうえ、決定するものとする。